

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第5号

長岡京市税条例等の一部改正について

長岡京市税条例（昭和25年長岡京市条例第1号）及び長岡京市税条例の一部を改正する条例（昭和26年長岡京市条例第10号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月31日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

長岡京市税条例等の一部を改正する条例

(長岡京市税条例の一部改正)

第1条 長岡京市税条例(昭和25年長岡京市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期日又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期日又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式に</p>

改正後	改正前
<p>は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>よる納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6～16 【略】</p>	<p>6～16 【略】</p>
<p>第46条 削除</p>	<p>(法人等の市民税に係る更正及び決定の通知)</p>
<p>第46条 削除</p>	<p>第46条 法第321条の11の規定による</p>
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p>	<p>法人等の市民税に係る更正又は決定の 通知は規則で定める通知による。</p>
<p>第47条 法人の市民税の納税者は、法第 321条の12の規定に基づく納付の告 知を受けた場合には、当該不足税額を当 該通知書の指定する期限までに、<u>施行規 則第22号の4様式又は第22号の4の 2様式による納付書により納付しなけれ ばならない。</u></p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p>
<p>第47条 法人の市民税の納税者は、<u>法第 321条の12の規定に基づく納付の告 知</u>を受けた場合には、当該不足税額を当 該通知書の指定する期限までに、<u>施行規 則第22号の4様式又は第22号の4の 2様式による納付書により納付しなけれ ばならない。</u></p>	<p>第47条 法人の市民税の納税者は<u>前条の 通知書</u>を受けた場合には、当該不足税額 を当該通知書の指定する期限までに納付 しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第 321条の8第1項、第2項又は第31 項の納期限（同条第35項の申告納付に 係る法人税割に係る不足税額がある場合 には、同条第1項又は第2項の納期限と し、納期限の延長があつた場合には、そ の延長された納期限とする。第4項第1 号において同じ。）の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ、年14.6パー セント（前項の納期限までの期間又は当 該納期限の翌日から1月を経過する日ま でについては、年7.3パーセント）の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞 金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額 に法第321条の8第1項、第2項又は 第31項の納期限（同条第35項の申告 納付に係る法人税割に係る不足税額があ る場合には、同条第1項又は第2項の納 期限とし、納期限の延長があつた場合 には、その延長された納期限とする。第4 項第1号において同じ。）の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、年14. 6パーセント（前項の納期限までの期間 又は当該納期限の翌日から1月を経過す る日までについては、年7.3パーセント） の割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3・4 【略】</p>	<p>3・4 【略】</p>
<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p>
<p>第94条 前条の規定によつてたばこ税を 申告納付すべき者（以下この節において 「申告納税者」という。）は、毎月末日 までに、前月の初日から末日までの間に おける売渡し等に係る製造たばこの品目</p>	<p>第94条 前条の規定によつてたばこ税を 申告納付すべき者（以下この節において 「申告納税者」という。）は、毎月末日 までに、前月の初日から末日までの間に おける売渡し等に係る製造たばこの品目</p>

改正後	改正前
<p>ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第92条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第92条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第97条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第97条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の</p>	<p>ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第92条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第92条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第97条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第97条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の</p>

改正後	改正前
<p>規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 【略】</p>	<p>規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 【略】</p>

(長岡京市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡京市税条例の一部を改正する条例(昭和26年長岡京市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第34条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第58条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、</p>	<p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第34条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第58条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」と</p>

改正後	改正前
<p>「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>あるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 【略】</p>	<p>第10条の2 【略】</p>
<p>2 【略】</p>	<p>2 【略】</p>
<p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>3 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>4 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>5 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>6 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>7 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>7 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>8 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>8 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>9 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>9 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>10 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>10 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>11 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>11 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>12 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>12 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>13 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する</p>	<p>13 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する</p>

改正後	改正前
<p>条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 【略】</p> <p>【削る】</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 【略】</p> <p>2～11 【略】</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 【略】</p> <p>13 【略】</p> <p>【削る】</p>	<p>条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 【略】</p> <p>18 法附則第64条に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 【略】</p> <p>2～11 【略】</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 【略】</p> <p>13 【略】</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用す</p>



改正後	改正前
<p>第15条の2 【略 条の繰上げ】  (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 【略】  2 【略】  【削る】</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【表省略】</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8</p>	<p>る場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、<u>軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>第15条の2の2 【略】  (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 【略】  2 【略】  3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第78条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、<u>当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【表省略】</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3</p>



改正後	改正前		
	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
	第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	a	10,800円	8,100円
	第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円
	b	5,000円	3,800円
【削る】	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、<u>自家用の乗用のものに対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
【削る】	<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（<u>自家用の乗用のものを除く。</u>）に対する第79条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「<u>ガソリン軽自動車</u>」という。）（<u>営業用の乗用のもの</u></p>	<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>ガソリン軽自動車</u>（<u>営業用の乗用のものに限る。</u>）に対する第79条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から</p>		

改正後	改正前
<p>に限る。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が</sup>前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>	<p>令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第79条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が</sup>前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>

改正後	改正前
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲</p>

改正後	改正前
<p>渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 【略】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第32条の5の規定を適用する。</p>	<p>渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 【略】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第32条の5の規定を適用する。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の長岡京市税条例の一部を改正する条例(以下「改正後の改正条例附則」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により

特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の長岡京市税条例の一部を改正する条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 改正後の改正条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。